

買戻特約登記の抹消手続きについて

当公社が分譲いたしました宅地の一部には、買戻特約登記がされている場合がございます。買戻特約登記は、買戻し期間が満了するとその効力は消滅しますが、法務局に申請をしなければ買戻特約登記は抹消されません。

この抹消手続きについては、不動産登記法の改正（令和5年4月1日施行）により、買戻特約登記がされた売買契約の日から10年を経過した場合は、所有者様ご本人が単独で申請ができるようになりました。

抹消手続きにつきましては、管轄の法務局または司法書士にご相談ください。